

○いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例

平成 28 年 9 月 15 日条例第 25 号

改正

平成 30 年 6 月 15 日条例第 24 号

令和元年 9 月 11 日条例第 4 号

令和 6 年 9 月 5 日条例第 25 号

いつきのみや歴史体験館の設置及び管理に関する条例

いつきのみや歴史体験館条例（平成 14 年明和町条例第 14 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、いつきのみや歴史体験館（以下「体験館」という。）を設置し、国指定史跡斎宮跡の保存及び活用の推進を図り、まちづくりの振興に寄与することを目的とする。

（名称及び位置）

第 2 条 体験館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 いつきのみや歴史体験館

位置 明和町大字斎宮 3046 番地 25

2 体験館にその附帯施設として、次の施設を設ける。

（1） 名称 斎宮跡 1／10 史跡全体模型

位置 明和町大字斎宮 3073 番地 5 ほか

（2） 名称 さいくう平安の杜

位置 明和町大字斎宮 2800 番地

（事業）

第 3 条 体験館は、次の事業を行う。

（1） 斎宮に係る体験学習事業

（2） 史跡案内等、来訪者対策に係る事業

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために町長が必要と認める事業
（指定管理者による管理）

第 4 条 体験館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、明和町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

（1） 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務

（2） 体験館の使用許可に関する業務

（3） 第 2 条の施設及び設備の維持管理に関する業務

（4） 前 3 号に掲げる業務のほか、町長が体験館の管理上必要と認める業務
（指定管理者の指定期間）

第6条 指定管理者が体験館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して3年間とする。

（開館時間及び休館日）

第7条 体験館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（1） 開館時間 午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

（2） 休館日

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）イ
12月29日から翌年1月3日まで

（使用の許可）

第8条 体験館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。また、許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（許可の条件等）

第9条 指定管理者は、体験館の施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前条の許可を与えないものとする。

（1） 公の秩序又は風紀を乱すおそれのあるとき。

（2） 体験館の施設、設備器具、展示物等を破損し、又は損傷するおそれのあるとき。

（3） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められるとき。

（4） 使用の目的が体験館の設置目的に反すると認められるとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、管理上の支障があると認めたとき。

2 指定管理者は、前条の許可に際して体験館の管理上必要な条件を付することができる。

（使用許可の取消し等）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 使用許可に際し付された条件に違反したとき。

（3） 災害その他事故により使用ができなくなったとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認めたとき。

（入館者等の遵守事項）

第11条 体験館の入館者及び使用者（以下「入館者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（2） 許可を受けないで、印刷物、ポスター等を掲示しないこと。

- (3) 許可を受けないで、物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 体験館の施設又は設備器具、展示物等を破損又は損傷しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(入館者等の義務)

第12条 入館者等は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(使用料)

第13条 使用者は、第2条第2項第2号に規定するさいくう平安の杜の使用の許可を受けたときは、指定管理者にその使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

- 2 使用料の額は、別表に定める額の範囲において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、第3条の事業について、料金を徴収することができる。
- 4 前3項の規定による料金は、指定管理者の収入とすることができる。

(使用料の納付)

第14条 使用者は、使用料を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第15条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由により指定管理者が指定する日までに使用申込みを取り消したときは、指定管理者は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第17条 入館者等が故意又は過失により体験館の施設、設備器具、展示物等を汚損し、又は損傷したときは、指定管理者の指示するところにより速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 4 条の規定による指定及びそれに関する必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成 30 年 6 月 15 日条例第 24 号）

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 11 日条例第 4 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 5 日条例第 25 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

別表（第 13 条関係）

復元建物の使用料

（円）

区分				1 時 間 あ た り	4 時間 (9 ～ 17 時 の う ち)	8 時間 (9 ～ 17 時)	
正 殿	入場料等を徴収 しない	営利目的でない		全日 (休 館 日 を 除 く)	5, 000	17, 500	35, 000
		営利目的		全日 (休 館 日 を 除 く)	10, 000	35, 000	70, 000
	入場料等を徴収 する	営 利	1, 000 円以 下	全日 (休 館 日 を 除 く)	5, 000	17, 500	35, 000
			1, 001 円以 上 3, 000 円以 下	全日 (休 館 日 を 除 く)	6, 200	21, 700	43, 400
		目 的 で な い	3, 001 円以 上	全日 (休 館 日 を 除 く)	7, 500	26, 250	52, 500
			営利目的		全日 (休 館 日 を 除 く)	15, 000	52, 500
区分				1 時 間 あ た り	4 時間 (9 ～ 17 時 の う ち)	8 時間 (9 ～ 17 時)	

西脇 殿	入場料等を徴収しない	営利目的でない		全日 (休館日を除く)	1,600	5,600	11,200
		営利目的		全日 (休館日を除く)	3,200	11,200	22,400
	入場料等を徴収する	営 利 目 的 で な い	1,000 円以下	全日 (休館日を除く)	1,600	5,600	11,200
			1,001 円以上 3,000 円以下	全日 (休館日を除く)	2,000	7,000	14,000
			3,001 円以上	全日 (休館日を除く)	2,400	8,400	16,800
		営利目的		全日 (休館日を除く)	4,800	16,800	33,600
区分					1 時間あたり	4 時間 (9～17 時のうち)	8 時間 (9 ～ 17 時)
東脇 殿	入場料等を徴収しない	営利目的		全日 (休館日を除く)	800	2,800	5,600
	入場料等を徴収する	営利目的		全日 (休館日を除く)	2,400	8,400	16,800

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 2 時間区分を超えて使用する場合は、それぞれ 1 時間当たりの時間単価を加算する。
- 3 1 時間に満たない時間は 1 時間とする。
- 4 使用料の額に 10 円未満の端数が出たときは切り捨てる。
- 5 三重県民、三重県内事業所、三重県在勤在学者以外が使用する場合は、各 2 倍の使用料とする。
- 6 リハーサルの使用料は、入場料等を徴収しない（営利目的でない）場合の 25/100（町外は 50/100）とする。
- 7 使用料には、冷暖房使用料を含む。
- 8 使用料は、上記表の使用料の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額が 100 円に満たない場合にあっては、100 円）とする。

9 その他の運用については、別に定める。

10 使用料の減免

- (1) 町又は三重県が主催する行事、小・中・高等学校、幼稚園及び保育所が使用する場
合 無料
- (2) 国又は他の地方公共団体が主催する行事のために使用する場合 2割の減額
- (3) 町又は三重県が後援又は共催する事業で使用する場合 3割の減額
- (4) その他町長が特別の理由があると認めた場合さいくう平安の杜全体に係る使用料

(円)

区分	単位	期間	使用料の額
物品の販売、募金、その他これらに類する 行為をする場合	1 m ²	1 日	21
業として行う写真撮影	写真機 1 台につ き	1 日	320
業として行う映画撮影	1 日	1 日	1,050
興行を行う場合	1 m ²	1 日	21
競技会、展示会、博覧会、集会、その他こ れらに類する催しを行う場合	1 件	1 日	530

備考

- 1 面積の認定については、1 平方メートルに満たない場合及び1 平方メートルに満たない端
数は、1 平方メートルに切り上げる。
- 2 使用料の額に1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 使用料は、上記表の使用料の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額
(その額が100 円に満たない場合にあつては、100 円) とする。